

国債（除く個人向け国債）の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、個人向け国債の除く国債（以下、「国債」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

国債のお取引は、主に募集・売出し等や当金庫が直接の相手方となる等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- ・国債を募集・売出し等により、または当金庫との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

国債のリスクについて

- ・金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 国債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では国債価格は下落（利回りは上昇）し、逆に金利が低下する過程では国債価格は上昇（利回りは低下）することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

国債に係る金融商品取引契約の概要

当金庫における国債のお取引については、以下によります。

- ・ 国債の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当金庫が自己で直接の相手方となる国債の売買

譲渡の制限

- ・国債は、その償還日又は利子支払日の 2 営業日前及び前営業日の 2 日間を受渡日とするお取引はできません。

国債に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 国債の利子については、利子所得として課税されます。
- ・ 国債を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- ・ 国債の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 国債の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

